

談合情報対応マニュアル

第1 趣旨

このマニュアルは、県が発注する建設工事及び建設関連業務（以下「工事等」という。）の入札の適正を期するため、入札の談合に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定めるものとする。

第2 談合情報の範囲

- (1) このマニュアルで取り扱う談合情報は、対象となる工事等が特定され、かつ、次のいずれかに該当する情報が含まれているものとする。
 - イ 音声データ、受注調整に用いた資料その他談合に関する物証が示されているもの
 - ロ 談合に関与したとされる業者又は落札予定とされる業者が特定されているもの
 - ハ 談合が行われたとされる日、場所及び談合の方法が特定されているもの
 - ニ 落札予定額が示されているもの又は応札額に関するルールが示されているもの
 - ホ その他談合に関与した者以外に知り得ないと思われるもの
- (2) (1)にかかわらず、情報の内容が既に公表された情報に基づいている場合は、談合情報として取り扱わないものとする。

第3 談合情報の把握

- (1) 職員は、談合情報の通報を受けたときは、談合情報の提供者（以下「情報提供者」という。）の氏名、身元、連絡先等を確認の上、談合情報の内容を的確に把握するものとする。
- (2) 情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で談合情報の出所及び内容を明らかにするよう要請し、県では報道機関へ情報提供した者の秘密を厳守することを説明して、できる限り談合情報の内容を把握するよう努めるものとする。
- (3) 職員は、新聞等の報道により談合情報を知ったときは、当該報道を行った報道機関に対し(2)と同様に要請し、談合情報の内容を把握するよう努めるものとする。
- (4) 職員は、把握した談合情報により直ちに談合情報受理票（様式1）を作成し、出納局契約課長に報告するものとする。
- (5) 出納局契約課長は、(4)の報告を受けたときは、速やかに対象となる工事等の入札執行者（以下「入札執行者」という。）及び主務課長に連絡するものとする。

第4 公正入札調査委員会の調査審議

- (1) 入札執行者は、報告された談合情報に関し調査が必要と思料するときは、公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に調査委員会の調査審議を求めるものとする。
- (2) (1)の場合において対象となる工事等の契約が締結されていないときは、入札執行者は、必要に応じて入札の執行を延期し、又は落札者の決定若しくは契約の締結を保留するものとする。
- (3) 委員長は、(1)の求めに応じて速やかに調査委員会を招集するものとする。
- (4) 調査委員会は、談合情報の内容を確認の上、工事費内訳書又は業務委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）の確認、入札参加者に対する事情聴取（以下「事情聴取」という。）その他の調査（以下「調査」という。）の要否及び内容について審議し、決定するものとする。
- (5) 調査は、調査委員会の指示に基づき、委員長が指定する者が行うものとする。
- (6) 調査委員会は、調査の結果を踏まえ、第8、第9及び第10に基づき、対象となる工事

等の入札及び契約の取扱いについて審議し、結論を得るものとする。

- (7) 委員長は、(6)の審議の結果を入札執行者及び対象となる工事等を執行する主務課又は地方機関の長（以下「工事等執行者」という。）に通知するものとする。

第5 工事費内訳書等の確認

- (1) 工事費内訳書等の確認は、対象となる工事等のすべての入札参加者から提出された工事費内訳書等について、当該工事等の積算内容を十分把握している職員に確認させるものとする。
- (2) 工事費内訳書等の確認を行った職員は、その結果について工事費内訳書等確認書（様式2）を作成し、調査委員会に報告するものとする。

第6 事情聴取

- (1) 事情聴取は、調査委員会の委員及び出納局契約課の職員のうちから委員長が指名する者が複数で実施するものとする。なお、必要に応じて対象となる工事等を執行する主務課又は地方機関の職員を同席させるものとする。
- (2) 事情聴取は、対象となる工事等のすべての入札参加者を対象とし、責任ある回答が得られる者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じて積算内容等の技術的な事項を説明できる者からも聴取するものとする。
- (3) 事情聴取の内容は、次の事項及び調査委員会が必要と認めた事項とする。
- イ 談合情報の事実の有無・内容
 - ロ 他社との接触の有無・内容
 - ハ 入札金額（見積金額）の算定方法及び体制
 - ニ 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）
 - ホ 談合防止の社内対策
- (4) 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮し、入札執行者と連携して速やかに行うものとする。
- (5) 事情聴取の日程、順番、質問事項等は、談合情報の内容等を考慮し、事情聴取が効果的に行われるよう工夫するものとする。また、先に行った事情聴取で得られた情報を踏まえ、状況に応じてその後の事情聴取の内容を調整するものとする。
- (6) 入札参加者名を公表していない場合は、入札参加者同士が互いに知ることがないよう事情聴取の実施方法を配慮するものとする。
- (7) 事情聴取を実施した者は、その結果について事情聴取書（様式3）を作成し、調査委員会に報告するものとする。

第7 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会からの意見聴取

- (1) 調査委員会は、第4(6)の結論を得るに当たり、あらかじめ宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会談合等調査部会の意見を聴くものとする。ただし、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 調査委員会は、(1)の意見を踏まえ、入札及び契約の取扱いについて結論を得るものとする。

第8 落札者の決定前に談合情報を把握した場合の取扱い

- (1) 落札者の決定前に談合情報を把握した場合において、談合の事実があったと認められるとき（その疑いを払拭できないときを含む。）は、入札の執行を中止し、又は入札を取り消すものとする。

- (2) 落札者の決定前に談合情報を把握した場合において、談合の事実があったとは認められないときは、すべての入札参加者から誓約書（様式4）を提出させるとともに、当該入札参加者に誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（様式5）を交付した上で、入札を執行し、又は落札者を決定するものとする。

第9 落札者の決定後、契約の締結前に談合情報を把握した場合の取扱い

- (1) 落札者の決定後、契約の締結前に談合情報を把握した場合において、談合の事実があったと認められるときは、入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者の決定後、契約の締結前に談合情報を把握した場合において、談合の事実があったとは認められないときは、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、当該入札参加者に誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項を交付した上で、契約の締結を行うものとする。

第10 契約の締結後に談合情報を把握した場合の取扱い

- (1) 契約の締結後に談合情報を把握した場合において、談合の事実があったと認められるときは、対象となる工事等の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否について判断するものとする。
- (2) 契約の締結後に談合情報を把握した場合において、談合の事実があったとは認められないときは、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、当該入札参加者に誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項を交付するものとする。

第11 入札執行者等の措置

- (1) 入札執行者又は工事等執行者は、第4(7)の通知を受けたときは、調査委員会の審議の結果に基づき、入札及び契約の手続を行うものとする。
- (2) 入札執行者は、(1)により入札の執行を中止し、又は入札を取り消した場合において再度入札を執行しようとするときは、次に掲げる事項を考慮し、指名委員会又は競争入札委員会において入札の執行方法、入札参加条件等を決定するものとする。
 - イ 再度執行する入札が一般競争入札の場合は、地域限定条件、施工実績条件その他の入札参加条件を緩和すること。
 - ロ 入札参加資格登録の上位の等級の業者を入札に参加させること。
 - ハ 従前の入札が指名競争入札である場合は、一般競争入札に切り替えること。
 - ニ 再度執行する入札が指名競争入札である場合は、指名業者を入れ替え、又は指名業者数を増やすこと。
- (3) 入札執行者又は工事等執行者は、(1)の入札及び契約の手続を行ったときは、速やかに委員長に報告するものとする。

第12 公正取引委員会及び警察への通報

- (1) 出納局契約課長は、第3(4)により談合情報の報告を受けたときは、速やかに公正取引委員会及び警察（以下「公正取引委員会等」という。）へ当該談合情報を通報するものとする。
- (2) 出納局契約課長は、第4(6)により調査委員会が入札及び契約の取扱いについて結論を得たとき及び第11(1)により入札執行者又は工事等執行者が入札及び契約の手続を行ったときは、速やかに公正取引委員会等へ様式6により関係書類を添えてその旨を通報するものとする。
- (3) (2)により公正取引委員会へ通報する場合、談合の事実があったと認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10

条の規定に基づく通知（様式7）として、それ以外のときは任意の通報として行うものとする。

- (4) 入札執行者及び工事等執行者は、通報した談合情報に関し公正取引委員会等から協力の要請があった場合は、出納局契約課を窓口として可能な限り協力するものとする。

第13 談合が確定した場合の措置

- (1) 談合の事実が明らかになったときは、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領の定めるところにより、談合を行った業者に対し指名停止を行うものとする。
- (2) (1)の場合において、業者が第8(2)、第9(2)又は第10(2)の誓約書を提出したにもかかわらず、その後談合の事実が明らかになったときは、特に悪質なときとして長期の指名停止期間を適用するものとする。
- (3) 工事等執行者は、契約を締結した後において談合の事実が明らかになったときは、建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第20条第1項又は財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第112条の2第1項の規定に基づき、当該契約の相手方から契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を徴収するものとする。

第14 報道機関への対応

談合情報に関し報道機関等から問い合わせがあったときは、原則として出納局契約課の総括担当課長補佐が一元的に対応するものとする。ただし、委員長が別に定めるときは、この限りでない。なお、談合情報に関する公正取引委員会等の業務遂行の妨げにならないよう、発注者側から積極的に談合情報等を公表するものでないことに留意するものとし、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会等へ通報している旨を明らかにするものとする。

第15 職員の関与に係る情報への対応

- (1) 談合情報に職員の関与に係る情報が含まれているときは、公正取引委員会等と調整の上、調査委員会において関係職員の事情聴取その他の調査の要否及び内容について判断するものとする。
- (2) 県において関係職員の事情聴取を実施する場合は、委員長が指名する者が行うものとする。

第16 談合の形跡が認められる場合の対応

入札執行者及び工事等執行者は、入札執行後、工事費内訳書等、総合評価落札方式の技術資料その他入札参加者から提出された資料を確認し、又は入札の状況を検証し、明らかに談合の形跡があると認められるときは、このマニュアルの規定を準用して取り扱うものとする。

第17 その他

このマニュアルに定めるもののほか、談合情報への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する。